

# 社会保障・税番号制度について (マイナンバー制度)

## 住民(市民)用



愛称:マイナちゃん

糸満市マイナンバープロジェクト・チーム  
事務局(政策推進課)

※参照引用:政府広報オンラインより!

# マイナンバー制度がはじまるとどうなるの？

1. 「マイナンバー」とは  
何のこと？

2. どうしてマイナンバー  
が必要なの？

3. 自分のマイナンバー  
はどう知るの？

4. 「個人番号カード」とは  
何のこと？

5. マイナンバーが  
必要なのは、いつ？

6. インターネットから  
閲覧できるの？

7. マイナンバーの取扱  
いの注意点は？

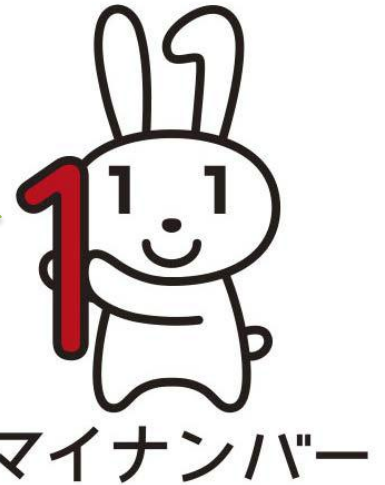


マイナンバー  
愛称: マイナちゃん

# 1. マイナンバーとは何のこと？

・マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです！

※法人には法人番号(13桁)が通知されます。



愛称: マイナちゃん



- ・マイナンバーは、一生使うものです。情報が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、**一生変更されません。**
- ・マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤であり、**社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)です。**

## 2. どうしてマイナンバーが必要なの？

・マイナンバー制度には「**行政の効率化**」、「**国民の利便性の向上**」、「**公平・公正な社会を実現**」というメリットがあります。



### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の**重複などの無駄が削減**されます。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、**行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減**されます。また、行政機関が持っている**自分の情報を確認**したり、行政機関から様々な**サービスのお知らせを受け取る**ことができます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、**負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止**するとともに、**本当に困っている方にきめ細かな支援**を行うことができます。

### 3. 自分のマイナンバーはどう知るの？

・平成27年10月から、住民票を有する全ての  
人に、1人1つのマイナンバー(個人番号)が  
通知されます。

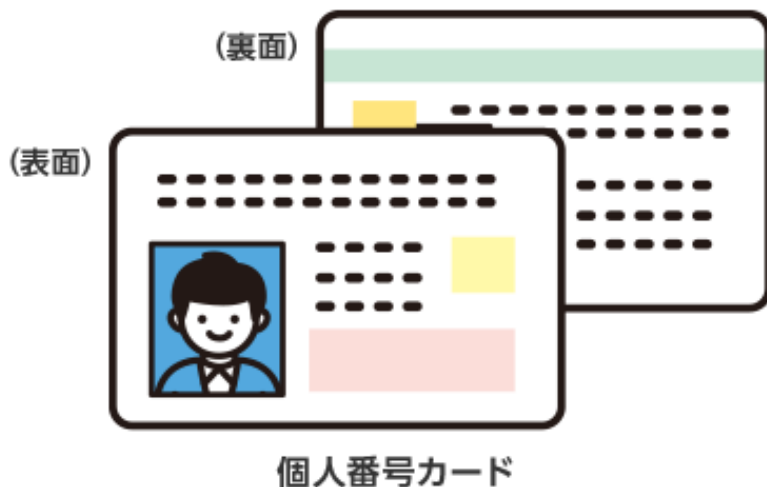


市町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知が送られます。外国籍でも住民票のある方は対象となります。

住民票の住所と異なるところにお住いの方は、お住まいの市町村に住民票を移して下さい。

## 4. 「個人番号カード」とは何のこと？

・マイナンバーの通知後に市町村に申請をすると、**身分証明書や様々なサービスに利用できる個人番号カードが交付**されます。



- ・個人番号カードに記載されるのは、券面に記載された氏名、住所、個人番号などのほか、電子証明書などに限られ、**所得などのプライバシー性の高い個人情報**は記録されません。
- ・個人番号カードは、平成28年1月から交付されます。
- ★e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。
- ★図書館利用や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービスにも利用できます。
- ★既にお持ちの住基カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。

# 5. マイナンバーが必要なのは、いつ？

・平成28年1月から、**社会保障・税・災害対策**の**行政手続**でマイナンバーが必要になります。



- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など



- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務 など



- 被災者生活再建支援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

・マイナンバーは**社会保障・税・災害対策**の中でも、**法律や地方公共団体の条例で定められた行政手続**にしか使えません。

※**社会保障・地方税・災害対策**に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

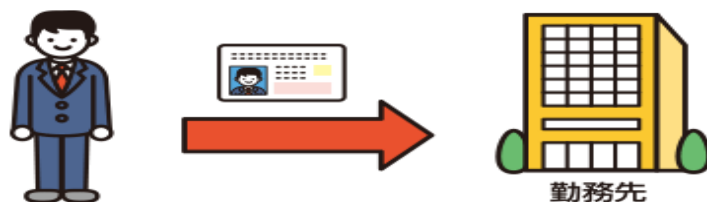
例えば、次のような場面で使います。



毎年6月の児童手当の現況届の際に市町村にマイナンバーを提示します。

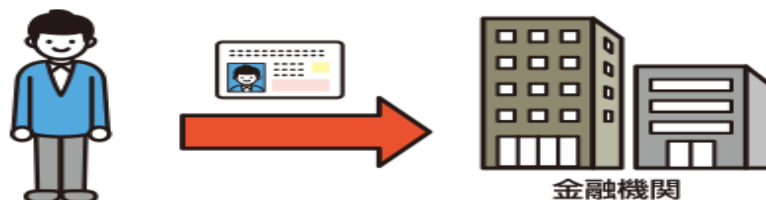


厚生年金の請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。



源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します。

**勤務先は、従業員やその扶養家族のマイナンバー及び提出者のマイナンバー又は法人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市町村に提出します。**



法定調書等に記載するため、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提出します。

**証券会社や保険会社は、顧客のマイナンバー及び提出者のマイナンバー又は法人番号を法定調書に記載して税務署に提出します。**

※国民の皆さんは法令で定められた手続のために、行政機関や民間企業などへのマイナンバーの告知が必要となります。



## 6. インターネットから閲覧できるの？

・平成29年1月から、マイ・ポータル(仮称)  
(情報提供等記録開示システム)で、個人情報  
のやりとりの記録が確認できるようになり  
ます。



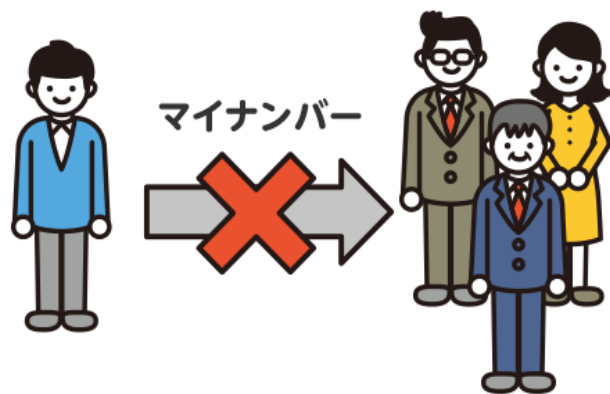
### ○マイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)イメージ

- ・自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。
- ・行政機関などが持っている自分のn個人情報の内容を確認できます。
- ・行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来ます。

※マイ・ポータル(仮称)(情報提供等記録開示システム)の機能の  
詳細については検討中。

# 7. マイナンバーの取扱いの注意点は？

・マイナンバーは、手続のために行政機関等に提供する場合を除き、**むやみに他人に提供することはできません。**



・他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記載された個人情報ファイルを不当に提供することは、処罰の対象となります。